

食の安全確保とWTO農業交渉等に関する意見書

わが国の農業・農村は、食料の安定供給という基本的な役割をもっているが、今日の農業・農村は、食料自給率低下や担い手の高齢化など困難な問題を抱え、食料の安定確保について懸念されている。

また、BSE牛の発生や鳥インフルエンザの流行など、食料に対する国民の不安も広がっている。

特に、全頭検査や危険部位の除去を行わないままの食肉の輸入再開を認めることはできない。

ところで、世界貿易機関（WTO）農業交渉モダリティ案は、極端な関税の削減、ミニマム・アクセスの大幅な拡大など、国内措置の農業振興策の切り捨てなどを内容とするもので、交渉の結果、大幅な妥協が行われるならば、わが国の農業、とりわけ稲作は壊滅的な打撃を受けることになり、農業・農村の存続自体が危ぶまれる事態となる。農業は、ほかの産業と違い、土地基盤や自然条件の上に成り立つ産業である。

よって、政府においては、各国の国土や気象条件に合致した多様な農業が存在できる農業協定を国際規律のなかで確立し、わが国の農業と稲作を守り発展できるような格段の努力を行うこと。また、BSE汚染牛の輸入再開は行わず、食の安全確保に万全を期されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2004年（平成16年）3月31日

高砂市議会